

奈良市営住宅等 令和8年度 随時募集 一覧表

(随時募集)

申込資格：「奈良市営住宅等募集案内」の「2入居申込資格の有無について」をすべて満たしていること。

住宅名 町名	棟 号	竣工 年度	構造	型式	住宅内容	単身 申込	エレ ベータ	令和8年度 家賃月額表						共益費 月額	駐車料 月額
								①～⑥収入区分は申込案内P7～11参照							
第20号市営 (松陽台) 松陽台一丁目	4	502	S55	耐火 5階建	3DK 和6・和6・洋6.4 DK6.8 トイレ・洗面所・浴室スペース	可 65歳 以上等	無	①	19,600	②	22,600	③	25,800	210	2,500
								④	29,100	⑤	33,300	⑥	38,400		

※ 募集住戸が3階建て以上のときは、住戸番号の号のうち、百の位以上が階数です。(例：1号棟301号室は3階になります)

※ 第20号市営住宅(松陽台)は、入居者の費用負担、手配により、浴槽及び給湯器を設置してください

<申込み方法>

奈良市営住宅管理センターの窓口で「奈良市営住宅等入居申込書」に必要事項を記入し、申し込んでください。

※随時募集の申込受付は店頭受付のみとなり、郵送およびWEBでのお申込みはできません。

※申込みは先着順となります。先着で申込みが入った場合にも、順次、補欠入居予定者として申込みを受付けます。

※申込者が失格、または辞退された場合に限り、次点の補欠入居予定者に通知します。

<申込み受付期間>

令和8年5月1日(金)午前9時～令和9年3月31日(水)午後5時まで

※募集案内(申込書付)の配布は、上記期間のうち、土・日・祝日を除く午前9時～午後5時です。

※申込みの受付期間は、上記期間のうち、土・日・祝日を除く午前9時～午後5時です。

受付期間超過後は一切受付不可となります。

<申込みにあたっての注意事項> ※申込み前には以下の項目を確認してください

- ① 入居申込書に必要事項がすべて記入されていないと受付できません。
- ② 重複申込みは出来ません。定期募集を含め、2部屋以上を申込みした場合、全ての申込みが無効となります。
- ③ 申込み内容によっては無効となる場合があります。受付後、当選をしても失格となります。
(入居申込案内5ページを参照)
- ④ 契約後、申込者本人は名義人となります。申込から契約までの間に申込者の変更はできません。

<入居申込資格の有無について> ※下記①～⑥の全ての条件に該当する方が申込みできます

※申込み前に「奈良市営住宅等募集案内」と照らし合わせて、申込資格に該当するかを必ず確認してください。

※申込みについては、下記①～⑥の全ての条件を満たす必要があります。

※下記①～⑥の詳細については「奈良市営住宅等募集案内」に記載しています。

- ① 奈良市内に居住し住民票がある方、または奈良市内に勤務地があり、常に勤務している方
- ② 住宅に困窮している方
- ③ 夫婦または親子を主体とした家族であること(配偶者・3親等以内の血族または姻族)
- ④ 収入による制限を満たすこと
- ⑤ 市営住宅等に入居していた(いる)方の入居申込資格を満たすこと
- ⑥ 申込者(同居予定者を含む。)が暴力団員でないこと

※単身申込みの場合は別途条件があります(入居申込案内3ページの④を参照)

※本書裏面にも諸注意事項を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

< 以下の方は原則、申込みをすることができません >

① 申込者または同居予定者に持ち家がある場合

持ち家の所有権を指定入居日までに移転することができる場合（所有権移転が確認できる登記事項証明書を提出していただきます。）、もしくは住宅に困窮している理由（奈良市営住宅等入居申込案内P 2 参照）がある場合は申込みことができます。

② 親族などが所有する持ち家に同居している場合

③ 公営住宅など（県営住宅や村営住宅など）の入所者（入居予定者を含む）の場合

上記②③は明確な住宅困窮理由（奈良市営住宅等入居申込案内P 2 参照）がある場合は申込みことができます。

< 次のような場合は申込を無効とし、受け付けたあと当選しても失格となります >

※申込み前に必ずご確認ください。

- ① 申込書に不正の記載があったとき。
- ② 申込書に必要な事項が記載されていなかったとき。
- ③ 重複申込みをしたとき。（1世帯〔婚姻予定者との申込みの場合なども1世帯とする〕で2通以上の申込みをしたときは全ての申込みが無効となり、当選されても失格となります）
- ④ 定期空き家募集と同時に申込みをしたとき。
- ⑤ 入居申込資格がないとき。
- ⑥ 世帯を不自然に分割して申込みをしたとき。
※ A. 夫婦・父母の別居や離婚予定・調停中による世帯分離。（離婚成立までは夫婦とみなします。）
※ B. 「祖父母と孫」や「兄弟姉妹」での申込み。
※ C. 本人とおじ、おば、甥、姪などでの申込み。
- ⑦ 申込みの住所、住民票、居所が一致しないとき。（DV被害者などやむを得ない場合を除く。）
- ⑧ 申込書記載の入居しようとする者全員が同時に入居できないとき。（ただし、申込みのあと、出産、死亡があったときに、募集住宅ごとに定められた申込要件を引き続き満たす場合を除く。）
- ⑨ 指定期日までに入居資格審査の必要書類が提出されないとき。
- ⑩ 婚姻予定者については、指定入居日までに入籍が確認できないとき。

< 各種お支払（使用料や敷金など）について >

- ① 入居後、家賃を3ヶ月以上滞納されますと、住宅から退去してもらうことになります。なお、連帯保証人には、入居者と連帯して家賃等の債務についての義務が発生します。そのため、滞納などしないよう注意してください。
- ② 共益費等をご負担いただく必要があります。
共益費の金額は、駐車場の使用区画数や形態によって異なります。なお、金額は年度ごとに算定します。
- ③ 住宅敷金は、入居時の本来家賃の3ヶ月分です。
- ④ 駐車場敷金は、駐車場使用料の3ヶ月分です。2区画以上使用される場合は、その都度駐車場敷金が必要となります。
- ⑤ 駐車場使用料は、1区画の使用料です。2区画以上使用される場合は、区画数毎に使用料が必要となります。
- ⑥ 固定電話・インターネットの回線の接続及び配線にかかる費用は入居者で負担していただきます。

< 市営住宅などに入居されるにあたって >

- ① 市営住宅やコミュニティ住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体での良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は、自治会活動に積極的に協力いただきます。
- ② 共用部分の清掃活動への参加についても、入居者として当然の義務であり、積極的に行っていただきます。
- ③ 犬または猫などペットの飼育は近所迷惑となり、入居者同士のトラブルの原因となりますのでお控えください。

< 募集や申込に関してのお問合せは下記まで >

奈良市営住宅管理センター / 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟 6階

TEL : 0742-34-5174 / 営業時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）